（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官四百三十人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千九人以内を置く。

2　［略］

第三目の二　情報システム部の内部組織

（情報システム部に置く課等）

第四百六十六条の五　情報システム部に、次に掲げる課を置く。

情報システム開発課

情報システム運用課

2　前項に掲げるもののほか、情報システム部に、情報処理管理官八人を置く。

（情報システム開発課の所掌事務）

第四百六十六条の六　情報システム開発課は、国税庁の情報システムに係る方式及びプログラムの作成に関する事務（情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（情報システム運用課の所掌事務）

第四百六十六条の七　情報システム運用課は、次に掲げる事務（情報処理管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　国税庁の情報システムに係る機器の操作及び管理並びにデータの管理に関すること。

二　データ活用に係る重要な専門的事項についての実施に関すること。

三　国税庁の情報システムの整備及び管理に関する事務のうち、国税庁長官が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、情報システム部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（情報処理管理官の職務）

第四百六十六条の八　情報処理管理官は、命を受けて、国税庁長官の定めるところにより、第四百四十四条の二各号に掲げる事務を分掌する。

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
札幌国税局	課税部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　法人課税課 消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課　酒税課　鑑定官室
仙台国税局	課税第一部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　資料調査課 法人課税課　消費税課　資料調査課　酒税課　鑑定官室
	課税第二部	
関東信越国税局	課税第一部	課税総括課　審理課　個人課税課　資産課税課　機動課　資料調査第一課　資料調査第二課　国税訟務官室 法人課税課　消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課　酒税課　鑑定官室
	課税第二部	

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官二百六十七人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官六千六百五十二人以内を置く。

2　［同上］

［目を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
札幌国税局	課税部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　法人課税課 消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課　酒税課　鑑定官室
仙台国税局	課税第一部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　資料調査課 法人課税課　消費税課　資料調査課　酒税課　鑑定官室
	課税第二部	
関東信越国税局	課税第一部	課税総括課　審理課　個人課税課　資産課税課　機動課　資料調査第一課　資料調査第二課　国税訟務官室 法人課税課　消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課　酒税課　鑑定官室
	課税第二部	